

総人恩総第847号  
平成22年9月30日

(別 記)      あて

総 務 大 臣

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について（昭和60年4月30日総人第260号）の一部改正について（通知）

国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について（昭和60年4月30日総人第260号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年10月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

記

第3項中「には、」の下に「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間に属する日（任命権者又はその委任を受けた者が当該事由がなければ勤務を要するものとして定めた日に限る。）及び」を加える。

以      上

(別 記)

内閣官房長官

内閣法制局長官

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

会計検査院長

最高裁判所長官

衆議院事務総長

参議院事務総長

国立国会図書館長

独立行政法人国立公文書館長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人統計センター理事長

独立行政法人造幣局理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長